



発行 東京都

目次

告示

- 令和元年東京都告示第六十七号(特定計量器定期検査の実施)の一部改正(生活文化局計量検定所検査課).....(同).....一
- 特定計量器定期検査の実施.....(同).....一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更(都庁整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示(宅政策本部住宅企画部不動産課).....一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)(環境局環境改善部化学物質対策課).....二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(同).....四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(産業労働局商工部地域産業振興課).....五
- 当せん金付証券の発売委託(全国自治宝くじ事務協議会).....七
- 令和元年六月二十八日付東京都規則第三十号.....八

告示

●東京都告示第三百十号
令和元年東京都告示第六十七号(特定計量器定期検査の実施)の一部を次のように改正する。

令和元年八月十六日

東京都計量検定所長 荒木 誠

「同年八月二十七日」を「同年八月三十日」に改める。

●東京都告示第三百十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年八月十六日

東京都計量検定所長 荒木 誠

一 検査地域 中央区及び港区

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和元年九月九日から同年十一月二十二日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第三百十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

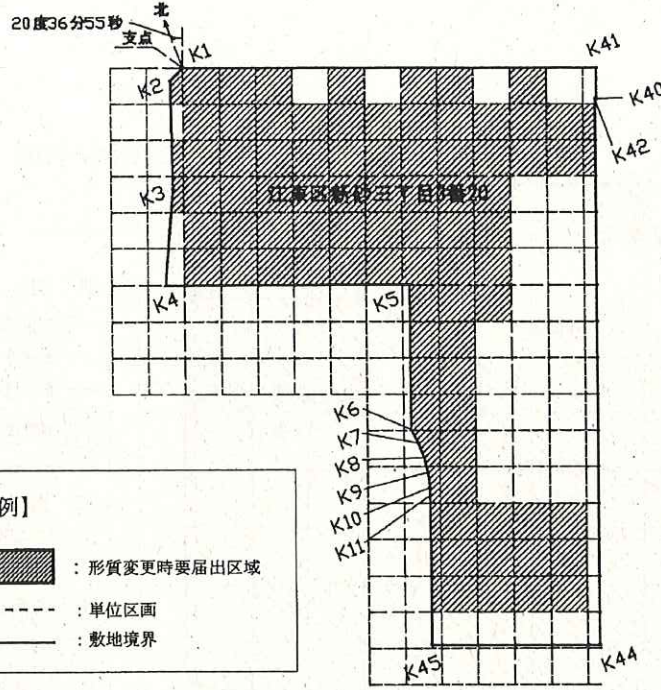
金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和元年七月二十五日	昭島市昭和町三丁目四百二十三番一、同番三、同番五、幅員二百四十七、四百二十四番一、四百二十五番一及び同番二の各一部

●東京都告示第三百十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六

別図



【凡例】

- : 形質変更時要届出区域
- : 単位区画
- : 敷地境界

【支点】
 支点は、江東区新砂三丁目3番20の最北端
 (X座標=-36895.186, Y座標=-229.305) とする。

【格子の回転角度 (20度36分55秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点名	X座標	Y座標
K1	-36895.186	-229.305
K2	-36897.292	-233.841
K3	-36925.567	-243.910
K4	-36949.569	-255.277
K5	-36972.984	-192.323
K6	-37010.458	-206.281
K7	-37014.598	-205.758
K8	-37018.809	-205.732
K9	-37022.996	-206.218
K10	-37027.089	-207.208
K11	-37029.084	-207.882
K45	-37067.840	-222.293
K44	-37083.991	-179.265
K42	-36942.998	-126.342
K40	-36943.149	-125.939
K41	-36935.154	-122.938

※支点及び測点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第三百十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

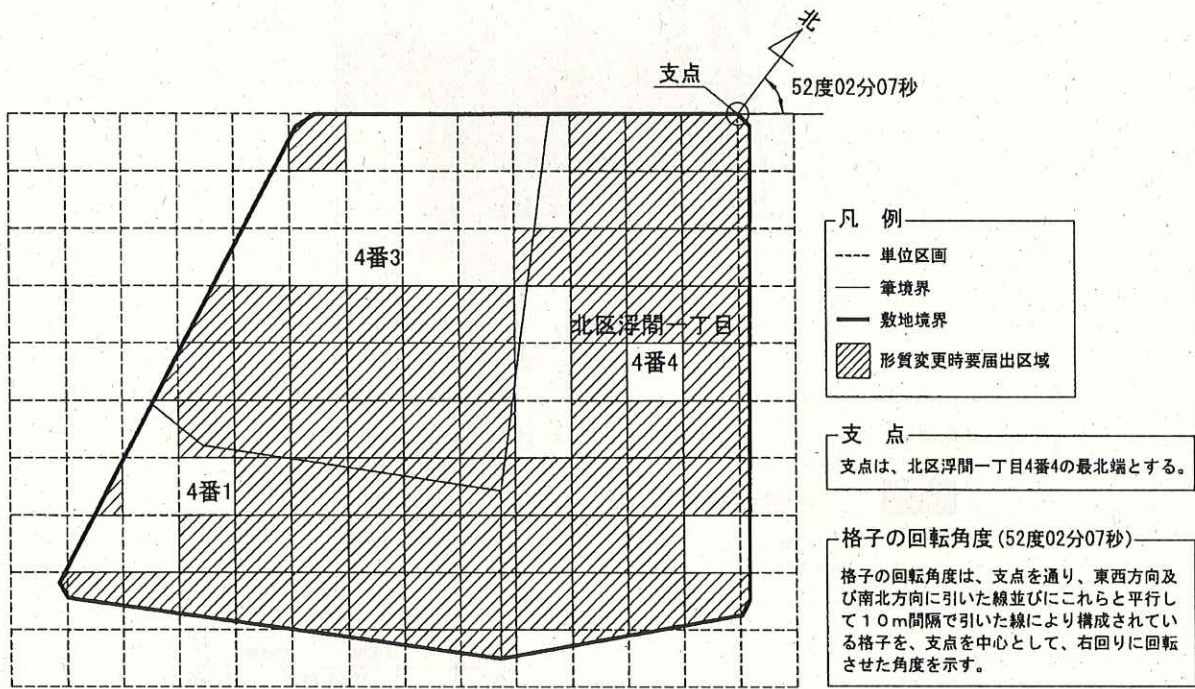
令和元年八月十六日
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



●東京都告示第三百十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第三百三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区西五反田三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去